

富士市新環境クリーンセンター
整備運営事業

事業概要説明書

平成28年4月

富士市

【事業概要説明書 目次】

用語の定義	1
第1. 事業の目的	4
1-1. 主旨と目的	4
1-2. 基本理念と整備基本方針	4
第2. 事業概要	4
2-1. 事業名称	4
2-2. 事業場所	4
2-3. 事業期間	4
2-3-1. 建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）	4
2-3-2. 運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間	4
2-4. 建設工事	5
2-4-1. 工事名称	5
2-4-2. 設計・施工範囲	5
2-5. 運営管理業務	6
2-5-1. 富士市新環境クリーンセンター運営管理業務	6
2-5-1-1. 業務名称	6
2-5-1-2. 業務対象施設	6
2-5-1-3. 運営管理業務内容	7
2-6. 富士市が行う業務の範囲	7
2-6-1. 建設工事に係るもの	7
2-6-2. 運営管理業務に係るもの	7
2-7. 民間事業者が行う業務の範囲	8
2-8. 発注方式等	8
2-9. 指定管理者の指定	8
第3. 契約手続き及び民間事業者が実施する業務等への対価	8
3-1. 落札者決定後の契約手続き	8
3-1-1. 基本協定の締結	8
3-1-2. 特定事業契約の締結	9
3-1-2-1. 基本契約	9
3-1-2-2. 建設工事請負契約	9
3-1-2-3. 運営管理業務委託契約	9
3-2. 民間事業者が行う業務等への対価	9
3-2-1. 本件工事に係る対価	9
3-2-2. 本件業務に係る対価	10
第4. 事業日程	12
第5. 本件事業の事業スキーム	13
第6. 本件事業に係るリスク分担	14

用語の定義

本事業概要説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	富士市新環境クリーンセンターの建設工事及び運営管理業務について、DBO方式により民間事業者に一括して長期的且つ包括的に発注することで、民間事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担の低減を期待する「富士市新環境クリーンセンター整備運営事業」をいう。
本件施設	本件事業において設計施工するごみ焼却施設、リサイクルセンター（破碎棟、選別棟、修理・再生棟、余熱利用体験棟）及び付帯施設、敷地と外構設備等から構成される「富士市新環境クリーンセンター」をいう。
本件工事	本件施設の建設工事を実施設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注方式（性能発注方式）により実施する「富士市新環境クリーンセンター建設工事」をいう。
本件業務	業務対象施設の運営管理を長期的且つ包括的に性能発注方式により実施する「富士市新環境クリーンセンター運営管理業務」をいう。
業務対象施設	本件施設のうち、啓発設備、修理・再生棟及び余熱利用体験棟を除く全ての施設、敷地及び外構設備等をいう。
環境啓発業務	環境啓発業務対象施設の運営管理を長期的且つ包括的に性能発注方式により実施する「富士市新環境クリーンセンター環境学習・環境啓発業務」をいうものとし、別途、富士市が発注を予定する業務をいう。
環境啓発業務対象施設	本件施設のうち、啓発設備、修理・再生棟をいう。
修理・再生棟	本件施設の一部として本件事業で整備する、リサイクルセンターのうち、本件施設の環境学習・環境啓発機能を集約した施設をいう。
余熱運営業務	余熱運営業務対象施設の運営管理を長期的且つ包括的に性能発注方式により実施する「富士市新環境クリーンセンター余熱利用体験棟運営管理業務」をいうものとし、別途、富士市が発注を予定する業務をいう。
余熱運営業務対象施設	本件施設のうち、余熱利用体験棟をいう。
余熱利用体験棟	本件施設の一部として本件事業で整備する、リサイクルセンターのうち、余熱利用を体験し、環境啓発機能を有する温浴施設等から構成される余熱利用体験棟をいう。
環境啓発施設	本件施設のうち環境学習・環境啓発機能を有する、啓発設備、修理・再生棟、余熱利用体験棟をいう。
市民団体	環境啓発業務を実施するにあたって、当該業務の受託者と協働して業務を行う協働実施者であり、富士市民等から構成される NPO 法人等の団体をいう。
DBO方式	施設の Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者へ一括して発注する民間活力を活用した事業手法をいう。

用語	定義
募集要項	本件事業の入札公告に伴い公表又は配付する入札説明書、落札者決定基準、建設工事発注仕様書、運営管理業務要求水準書、契約書案等の資料であり、本件事業に関する設計・施工条件、要求水準、契約条件等の基本条件を示す資料をいう。
建設工事発注仕様書	本件工事に関する設計・施工条件、性能保証事項、設計・施工仕様、建設工事請負契約に関する権利・義務等を取りまとめた「新環境クリーンセンター建設工事発注仕様書」をいう。
運営管理業務要求水準書	本件業務に関する業務範囲、運営管理業務条件、要求水準、富士市が行う業務等を取りまとめた「新環境クリーンセンター運営管理業務要求水準書」をいう。
入札参加者	本件事業に係る入札に参加する企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。構成企業は、構成員と協力企業により構成する。
構成員	設計施工事業者又は運営管理事業者を構成する企業をいう。
協力企業	富士市が指定する業務を構成員から業務発注（下請け）を受注する企業をいう。富士市が指定する業務とは、環境啓発施設の設計及び運営に関する企画・基本設計等を実施する企業をいう。なお、富士市は、環境啓発施設を指定管理者制度を活用して運営管理するに際し、協力企業を優先交渉権者として取り扱うものとする。
代表企業	入札参加者の構成企業のうち、入札参加者を代表し、富士市との交渉窓口となる企業をいう。
設計施工事業者	入札参加者の構成企業のうち、本件工事を担当する建設工事特定共同企業体をいう。
運営管理事業者	入札参加者の構成企業のうち、本件業務を担当する企業又は運営管理業務特定共同企業体をいう。なお、本件業務を単体の企業で担当する場合は、代表企業が務めなければならない。
建設JV代表企業	建設工事特定共同企業体を代表する企業をいう。建設JV代表企業は入札参加者の代表企業が務めなければならない。
運営JV代表企業	運営管理業務特定共同企業体を代表する企業をいう。運営JV代表企業は入札参加者の代表企業が務めなければならない。
落札者	本件事業の入札において、富士市が定める基準等に基づき落札者と選定された者。
民間事業者	本件事業の落札者、工事受注者、業務受注者の総称をいう。
基本協定	本事業開始のために富士市及び落札者が行う基本的事項について、富士市と落札者の間で締結する協定をいう。
特定事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約、運営管理業務委託契約の3つの契約の総称をいう。

用語	定義
基本契約	民間事業者による本件事業を一括して発注するために、富士市と民間事業者で締結する契約をいう。また、運営管理業務委託契約の締結に関する個別契約期間、個別契約での契約金額については、基本契約に基づくものとする。
工事受注者	落札者のうち、富士市と建設工事請負契約を締結した者をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、富士市と工事受注者の間で締結する本件工事に関する契約をいう。
業務受注者	落札者のうち、富士市と運営管理業務委託契約を締結した者の総称をいう。
運営管理業務委託契約	基本契約に基づき、富士市と業務受注者の間で締結する契約をいう。運営管理業務委託契約の契約期間は、第1期個別契約期間と第2期個別契約期間の2期に区分する。

第1. 事業の目的

1-1. 主旨と目的

「富士市新環境クリーンセンター整備運営事業」は、本件施設の建設工事と業務対象施設の運営管理業務を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式により実施するものである。

本件事業の実施目的は、民間事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により基本理念に基づく整備基本方針の具現化を目指すものである。

1-2. 基本理念と整備基本方針

新環境クリーンセンター整備に係る基本理念は、環境との調和、地域との融和、富士山との融合を目指した「安全と安心を約束する資源循環パーク」と定められており、次に掲げる3つの整備基本方針は、施設整備に係る基本理念を踏まえ、本件施設の施設計画、設計、建設、運営管理の全般にわたる指針として位置付けるものである。

本件事業の実施にあたっては下記の整備基本方針に合致したものとする。

- ・安全、安定、安心を約束する施設
- ・もったいないを育む施設
- ・地域に融和する施設

第2. 事業概要

2-1. 事業名称

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業

2-2. 事業場所

静岡県富士市大淵地先

2-3. 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日（現時点では平成29年2月末を想定）から、平成52年9月30日までとする。

2-3-1. 建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）

建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）は平成32年9月30日までとする。

2-3-2. 運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間

運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間は平成52年9月30日までとする。なお、基本契約に基づく個別の業務委託契約を下記のとおりとする。第1期については、契約締結日から平成32年9月30日までを事前準備期間と規定し、平成32年10月1日から実運営を開始するものとする。この場合、平成32年10月1日から平成52年9月30日までを「実運営期間」という。

(1) 第1期個別契約期間 契約締結日から平成34年9月30日まで

(2) 第2期個別契約期間 平成34年10月1日から平成52年9月30日まで

2-4. 建設工事

2-4-1. 工事名称

富士市新環境クリーンセンター建設工事

2-4-2. 設計・施工範囲

民間事業者が行う本件工事の設計・施工範囲は下記のとおりとし、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得を行う。この他、富士市が別途発注する環境啓発業務及び余熱運営業務に関する支援を実施する。

(1) 土木建築工事関係（地質詳細調査、杭打工事、建築機械設備、建築電気設備を含む。）

以下のうち、①～⑨の別棟・合棟の区分は、民間事業者の技術提案書によるものとする。ただし、⑥⑦を別棟とする場合は、連絡通路等で物理的に接続すること。

- ① ごみ焼却施設 工場棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
- ② リサイクルセンター 選別棟（マテリアルリサイクル推進施設）
- ③ リサイクルセンター 破砕棟（マテリアルリサイクル推進施設）
- ④ 管理棟（必要に応じて）
- ⑤ 計量棟（必要に応じて）
- ⑥ リサイクルセンター 修理・再生棟（マテリアルリサイクル推進施設）及び付帯設備（必要に応じて※）※修理を行う廃家具等の保管、修理を終えた再生家具等を保管するための保管設備で、合棟、別棟は規定しない。別棟とする場合、簡易な構造でも可とする。
- ⑦ リサイクルセンター 余熱利用体験棟
- ⑧ 渡り廊下（必要に応じて）
- ⑨ 車庫棟
- ⑩ ①～⑨以外の建屋
- ⑪ 煙突外筒
- ⑫ 構造物及び機械基礎
- ⑬ 敷地造成工事（擁壁、調整池含む）
- ⑭ 敷地内外構工事
 - ア. 敷地進入退出道路・場内道路
 - イ. 場内雨水排水設備
 - ウ. 構内照明設備
 - エ. 駐車場
 - オ. 門・囲障工事
 - カ. 植栽・芝張工事
 - キ. 看板塔工事
 - ク. 案内板工事
 - ケ. 各旗掲揚ポール
 - コ. ユーティリティ関係

サ. その他

- ⑮ 緩衝緑地造成工事（ビオトープ含む）※実施設計のみ（ただし、粗造成・土工事は本件工事に含む）

(2) プラント機械設備工事関係（ごみ焼却施設：エネルギー回収型廃棄物処理施設）

- ① 受入れ供給設備
- ② 燃焼設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 余熱利用設備
- ⑥ 通風設備
- ⑦ 灰出し設備
- ⑧ 給水設備
- ⑨ 排水処理設備
- ⑩ 用役設備
- ⑪ 電気設備
- ⑫ 計装制御設備
- ⑬ 共通設備
- ⑭ 雑設備

(3) プラント機械設備工事関係（リサイクルセンター：マテリアルリサイクル推進施設）

- ① 受入れ供給設備（計量機はごみ焼却施設の設備を共用する）
- ② 破碎設備
- ③ 選別・保管設備
- ④ 除じん・脱臭設備
- ⑤ 給水設備（部分のごみ焼却施設の設備と共用する）
- ⑥ 排水処理設備（部分のごみ焼却施設の設備と共用する）
- ⑦ 用役設備（部分のごみ焼却施設の設備と共用する）
- ⑧ 電気設備（部分のごみ焼却施設の設備と共用する）
- ⑨ 計装制御設備（部分のごみ焼却施設の設備と共用する）
- ⑩ 共通設備（部分のごみ焼却施設の設備と共用する）
- ⑪ 啓発設備（本件施設全体で共用する、主要なものは修理・再生棟に配置する）

2-5. 運営管理業務

2-5-1. 富士市新環境クリーンセンター運営管理業務

2-5-1-1. 業務名称

富士市新環境クリーンセンター運営管理業務

2-5-1-2. 業務対象施設

業務対象施設は、本件施設のうち、啓発設備、修理・再生棟及び余熱利用体験棟を除く施設、

敷地及び外構設備等とする（以下「業務対象施設」という。）。

2-5-1-3. 運営管理業務内容

業務内容は、「2-6-2.」を除く、業務対象施設の運営管理に必要な全ての業務とする。なお、民間事業者は、富士市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

- (1) 運転管理業務（リサイクルセンター選別棟でのプラットホームにおける直接搬入ごみの受付管理・指導業務を除く受付管理・指導業務は業務受注者の業務範囲に含まれる。）
- (2) 維持管理業務
- (3) 環境管理業務
- (4) 情報管理業務
- (5) 防災管理業務
- (6) その他関連業務（清掃、敷地内緑地維持管理、休日夜間の住民対応、環境学習・環境啓発業務への協力等）

2-6. 富士市が行う業務の範囲

2-6-1. 建設工事に係るもの

- (1) 周辺地域住民から合意を取得し、建設用敷地を確保する。
- (2) 建設用敷地の測量を実施し、入札参加者へ提供する。
- (3) 都市計画決定及び農用地区域の除外等の許認可業務。ただし、特定事業契約締結以降に実施する許認可については、民間事業者が主体となって許認可に係る資料作成や所轄する官公署等と調整を行う等の総合支援を実施すること。
- (4) 設計及び施工に関する監理業務を実施する。なお、富士市は、当該監理業務の一部又は全部を専門コンサルタントへ委託する。
- (5) 敷地南側進入道路整備工事を実施する。当該工事の実施と完成時期については、本件工事の現地着手前までに完了することに努めるが、完成時期が遅れる場合は、工事工程調整等について民間事業者は全面的に富士市に協力すること。
- (6) 緩衝緑地造成工事、南側進入道路整備工事、畑かん施設付替工事、西側進入路整備工事、下水道管路新設工事の実施
- (7) 緩衝緑地造成工事を実施する。当該工事の実施時期等については、民間事業者との協議により定めるものとし、当該工事の施工に際しては、工事工程調整等について民間事業者は全面的に富士市に協力すること。
- (8) 電力工事負担金については、富士市が負担する。

2-6-2. 運営管理業務に係るもの

- (1) 運営モニタリング業務（本件業務に関するもの）
- (2) 搬出入計画の作成及び改定
- (3) 処理対象物の搬入業務
- (4) 受付管理・指導業務（リサイクルセンター選別棟でのプラットホームにおける直接搬入ごみの受付管理・指導業務を行う。その他の受付管理・指導業務は業務受注者の業務範囲に含まれる。）
- (5) 選別保管業務（リサイクルセンター選別棟のプラットホーム及び選別・保管設備での業務）

- (6) ごみ処理に伴う処分業務（ごみ処理に伴い発生する固化飛灰、処理不適物等。ただし、搬出車両への積み込み業務が業務受注者の所掌とする。）
- (7) 環境啓発業務及び余熱運営業務の発注と運営モニタリング
- (8) 啓発設備、修理・再生棟、余熱利用体験棟の補修工事
- (9) 啓発設備、修理・再生棟、余熱利用体験棟における設備等の更新
- (10) 行政視察対応業務
- (11) 住民対応業務
- (12) 本件業務の委託料の支払い業務
- (13) 余剰電力の売却業務
- (14) 焼却灰の資源化業務
- (15) その他これらを実施する上で必要な業務

2-7. 民間事業者が行う業務の範囲

民間事業者が行う業務の範囲は、前記「2-6.富士市が行う業務範囲」に示す富士市が行う業務を除く、本件事業の建設工事及び運営管理業務に必要なすべての業務とする。なお、富士市の業務範囲についても、富士市の求めに応じ必要となる支援を行うこと。

2-8. 発注方式等

本件事業の入札は、「総合評価一般競争入札方式」により実施する。

2-9. 指定管理者の指定

富士市は、修理・再生棟（啓発設備を含む）及び余熱利用体験棟を地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、環境啓発業務及び余熱運営業務を受託する者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として業務委託期間にわたり指定する予定である。また、富士市は、公の施設である修理・再生棟（啓発設備を含む）及び余熱利用体験棟の設置及びその管理に関する事項について条例で定めるとともに、指定管理者に関する事項として指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を条例で定める予定である。

富士市は、以上の指定管理者の候補者を選定するに際して、余熱利用体験棟については当該施設の企画・基本設計等を実施した協力企業、修理・再生棟（啓発設備を含む）については当該施設の企画・基本設計等を実施した協力企業を優先交渉権者として取り扱うものとする。

第 3. 契約手続き及び民間事業者が実施する業務等への対価

3-1. 落札者決定後の契約手続き

落札者決定後に富士市と民間事業者の間で締結する契約書等は以下の内容とする。

3-1-1. 基本協定の締結

落札者決定後においては、富士市と民間事業者との間で基本協定を締結する。

基本協定書には、本件事業に関する特定事業契約に向けた、富士市と民間事業者の立場と義務を確認するとともに、特定事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

3-1-2. 特定事業契約の締結

富士市と民間事業者は、基本協定の締結の後、建設工事と運営管理業務を包括的に契約するための特定事業契約の締結に向けた協議を開始する。特定事業契約とは、次の内容の3つの契約の総称である。

3-1-2-1. 基本契約

基本契約は、民間事業者へ本件事業を一括して発注・契約するために、富士市と民間事業者の間で締結する本件事業に関する契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約成立（富士市議会での議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。また、基本契約では、運営管理業務委託契約の締結に関しての個別契約期間、個別契約での契約金額の他、個別契約に関する相互の協力と支援等について定めるものとする。

3-1-2-2. 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき富士市と民間事業者（この場合は設計施工事業者）の間で締結する本件工事に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、富士市議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

3-1-2-3. 運営管理業務委託契約

富士市と民間事業者（この場合は運営管理事業者）は、基本契約に基づき、第1期個別契約期間に係る運営管理業務委託契約を締結する。第1期運営管理業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約成立（富士市議会での議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

また、第2期個別契約期間に係る当該委託契約の締結に際しては、建設工事発注仕様書と運営管理業務要求水準書に定める「性能確認試験」の結果に応じて、業務の対価とする委託料の内訳の変更等を予定する。

3-2. 民間事業者が行う業務等への対価

本件事業において民間事業者が行う業務等に対する対価は、民間事業者が実施する本件工事に係る対価、本件業務に係る対価から構成されるものとする。

なお、民間事業者による業務等の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い本件工事については違約金の支払い、本件業務については委託料の減額等を行う場合がある。

3-2-1. 本件工事に係る対価

富士市は、本件工事に係る対価について、特定事業契約において定める額を、出来高に応じて民間事業者へ支払う。ただし、本件工事は、富士市が定めた循環型社会形成推進地域計画のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設として、環境省が所管する循環型社会推進交付金の交付を受けた施設整備事業として実施するため、特定事業契約に定める所定の期日までに当該交付金の対象となる整備事業に係る所定の出来高を達成すること。

また、特定事業契約に定める各年度の出来高については、民間事業者との協議により定めるものとするが、環境省からの内示状況によっては、年度途中において次年度以降への一部繰り延べ、又

は次年度以降分の繰り上げの必要性が生じる場合があるので、民間事業者は富士市からの求めに応じて、誠実に対応すること。

本件工事の実施による本件施設の富士市への引渡しは、本件工事の全部が完成し、所定の図書類が納入され、引渡性能試験において性能保証事項（施設引渡し要件を満足する事項のみ）が達成され、所定の竣工検査に合格したことが富士市によって確認されたことをもって引渡しとする。

なお、民間事業者があらかじめ富士市へ提案した性能・機能、施工内容等が達成されなかった場合、又は施設引渡し以降に実施を予定する性能確認試験の結果が性能保証事項の一部を達成しないことが明らかとなった場合において、特定事業契約に定める違約金の支払い義務が民間事業者に生じることがある。

3-2-2. 本件業務に係る対価

富士市は、本件業務に係る対価について、特定事業契約において定める額を、業務委託期間にわたって、処理実績等に基づき民間事業者へ委託料として支払う。

なお、民間事業者による本件業務の履行状況に応じて、特定事業契約の規定に従い、委託料の減額を行うことがある。

本件業務における委託料の構成は、以下の内容とする。

- (1) 本件業務の委託料については、固定費と変動費の金額を合計した金額とする。
- (2) 固定費とは本件施設における搬入された処理対象量の増減及び搬入ごみの性状にかかわらず変動しない費用のことである。
- (3) 変動費とは本件施設における搬入された処理対象物量の増減及び性状に応じて変動する費用のことである。
- (4) 固定費及び変動費には表 1 の費用が含まれる。
- (5) 変動費のうち、変動費 A 及び変動費 B の単価については、処理対象物の搬入量及び性状に応じた計算式又は早見表等に基づくものとし、技術提案書に定めるものとする。
- (6) 業務対象施設からは、修理・再生棟及び余熱利用体験棟へ発電電力、買電電力、生活用水、温水（余熱利用）を供給する。このうち、発電電力、生活用水、温水の供給に係る費用及び各種基本料金（下水道含む）については、本件業務の委託料に含まれるものとする。ただし、買電電力及び下水道の従量料金については、業務対象施設、修理・再生棟、余熱利用体験棟の各々に工事受注者が個別に設けるメータによって、各施設での使用量及び放流量を管理し、各施設を運営管理する各々の民間事業者等が料金を負担する。
- (7) 業務委託期間中に生じた物価変動については、適切な方法で委託料の変更を行うものとし、変更方法については特定事業契約において定める。
- (8) 建設工事発注仕様書の定めに従い実施する性能確認試験の結果に応じ、必要に応じて変動費の内訳（個々の変動費を計算する計算式等を含む）を変更し、第 2 期個別契約期間における委託料に適用する。この場合、性能確認試験結果から求められた変動費が当初の委託料に対して増額し、その増額の原因が業務受注者の過失による場合は、固定費の合計額又は変動費の合計額の変更は行わない。当該増額の原因が業務受注者の過失に拠らない場合で、工事受注者における設計または施工の瑕疵、或いは富士市に帰責する事由、その他不可抗力に拠る場合は、この限りでは無い。ただし、性能確認試験結果から求められた変動費が減額した場合は、富士市は

その取扱いについて業務受注者と工事受注者の双方と協議するものとし、原則として減額分の約 50%を当初の変動費から控除した額を第 2 期個別契約期間における委託料に適用する。

- (9) 本件業務の委託料は、原則として段階的に平準化する。委託料の平準化に関する標準案は、第 1 期個別契約期間と第 2 期個別契約期間の区分毎に各年度の委託料を平準化するものとする。ただし、第 1 期個別契約期間の平成 32 年度と平成 34 年度、第 2 期個別契約期間の平成 34 年度と平成 52 年度については、各々の合算額が各区分に属する他の年度の委託料と同額となるよう計画すること。なお、委託料の平準化に関して富士市の財政負担の軽減に資する追加的提案がある場合、技術提案書に記載する追加的提案内容を採用することができる。
- (10) 委託料の支払いは、平成 32 年 10 月分（平成 32 年 10 月 1 日～10 月末日）を初回として、以後、平成 52 年 9 月分（平成 52 年 9 月 1 日～9 月末日）までの計 240 回支払うものとする。
- (11) 平成 32 年度は 31,032 t/年（うち、ごみ焼却施設で 30,663 t/年、リサイクルセンター破砕設備で 369 t/年）、平成 33 年度から平成 51 年度までの間、毎年度 62,066 t/年（うち、ごみ焼却施設で 61,327 t/年、リサイクルセンターで 739 t/年）、平成 52 年度は 31,034 t/年（うち、ごみ焼却施設で 30,664 t/年、リサイクルセンター破砕設備で 370 t/年）の処理対象物の搬入があるものとする。
- (12) 富士市が別途行う契約により生じる売電収入、その他有価物の売却に伴う収入は、富士市に帰属する。

表 1 本件業務における委託料の構成

種類		概要	項目
固定費	固定費※	点検・検査費、補修工事費、 用役費を除く人件費などの 施設運営に係る諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・保険料 ・精密機能検査費 ・測定費 等
		基本料金	<ul style="list-style-type: none"> ・電気基本料金（本件施設全体を負担する） ・アンシラリーサービス料金 ・下水道基本料金（本件施設全体を負担する）
		点検・検査費 補修工事費 予備品・消耗品 等	<ul style="list-style-type: none"> ・点検検査、補修工事、更新に用する費用 ・処理対象物量、ごみ質の大小に係らず一定量を消費する薬品及び油脂類 ・予備品・消耗品費 等
変動費	変動費 A	用役費-ごみ焼却施設 （基本料金を除いたもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気（従量料金） ・薬品 ・下水（従量料金） ・灯油等の助燃剤
	変動費 B	用役費-リサイクルセンター （基本料金を除いたもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気（従量料金） ・薬品 ・下水（従量料金）

※本件業務による業務受注者の利益に相当する費用は固定費に計上するものとし、他の費用に計上しないこと。

第4. 事業日程

本件事業に関し、落札者決定以降の事業日程は次のとおりとする。

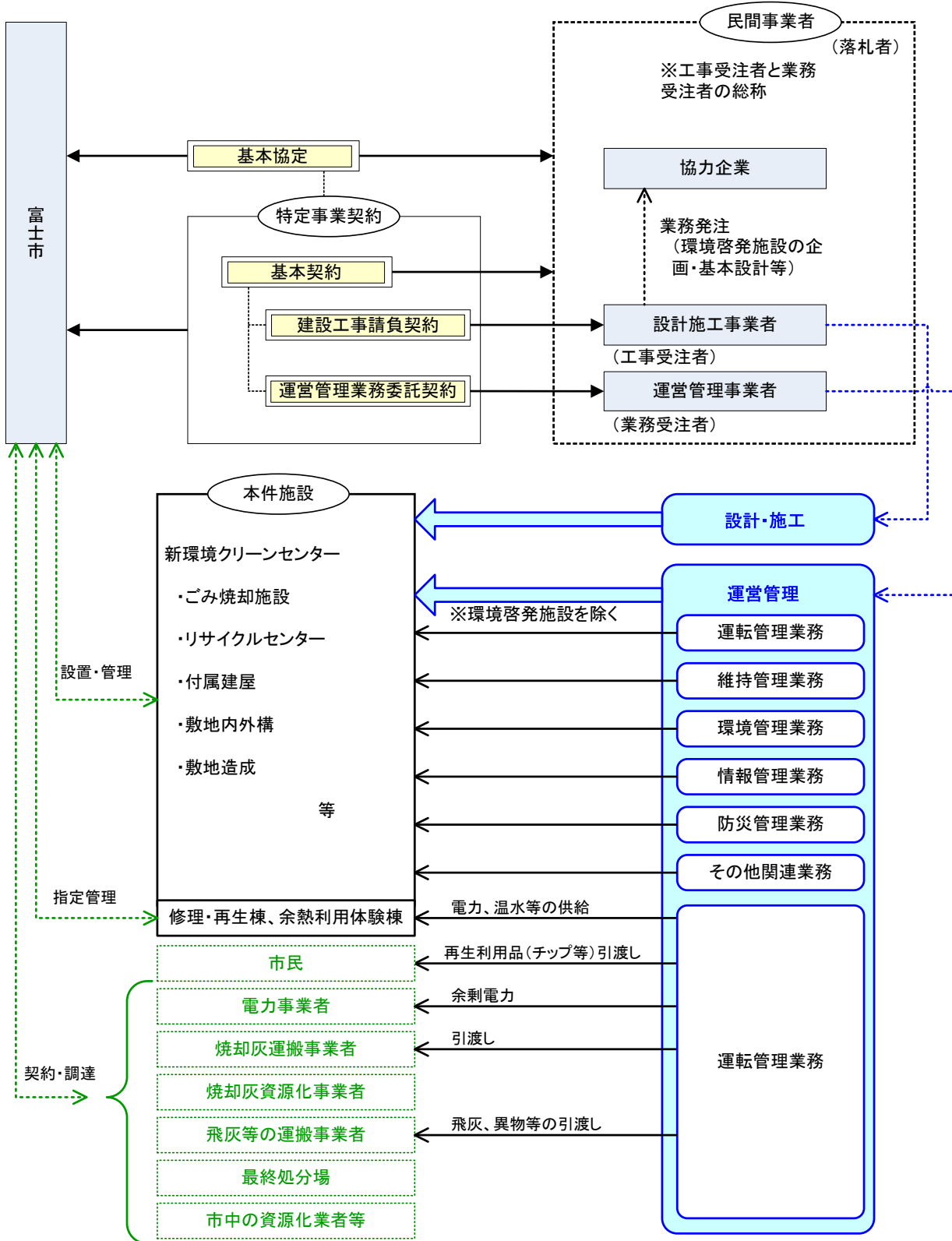
表2 本件事業の事業日程

項目	日程
落札者の決定	平成28年12月(予定)
基本協定の締結	平成29年1月(予定)
基本契約の締結(停止条件付)	平成29年1月(予定)
建設工事請負契約の仮契約の締結	平成29年1月(予定)
運営管理業務委託契約の締結(停止条件付)	平成29年2月(予定)
建設工事請負契約に係る本契約(要議決)	平成29年2月定例議会(予定)
本件施設の引渡し	平成32年9月30日
本件施設の供用開始 実運営期間(第1期業務委託期間)の開始	平成32年10月1日
第1期業務委託期間の終了	平成34年9月30日
第2期業務委託期間の開始	平成34年10月1日
第2期業務委託期間の終了(第2期)	平成52年9月30日

第5. 本件事業の事業スキーム

本件事業において計画する事業スキームを図1に示す。

図1 本件事業の基本スキーム図



第6. 本件事業に係るリスク分担

本件事業に係る富士市と民間事業者のリスク分担について、下記に示す。

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		富士市	民間事業者	
入札書類リスク	入札説明書、建設工事発注仕様書等の誤記、提示漏れにより、富士市の要望事項が達成されない等	○		
契約締結リスク	事業者の事由により契約が結べない等	△	○	
計画変更リスク	計画変更リスク 富士市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○		
用地確保リスク	建設用敷地の確保に関するもの	○		
近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○		
	上記以外のもの	△	○	
法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○		
	上記以外の法令の変更等		○	
税制度変更リスク	民間事業者の利益に課される税制度の変更等		○	
	上記以外の税制度の変更等	○		
許認可遅延リスク	民間事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
	環境影響評価における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等		○	
入札参加リスク	入札参加に要する費用に関するもの		○	
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故、火災等に関するもの		○	
交付金リスク	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○	
	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない、又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等	○		
事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	富士市の指示、富士市の財政破綻等に伴うもの	○		
	民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
第三者賠償リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○	
	上記以外の富士市に帰責する事由により発生する事故等に対する賠償等	○		
不可抗力リスク	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力により事業の実施が不可能となる等	○		
	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可効力による修復のための事業遅延等	○	△	
設計段階	設計変更リスク	富士市の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		民間事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	富士市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が追加で実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	富士市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		○：主分担 △：従分担		
		富士市	民間事業者	
建設段階	建設用敷地リスク	募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○	
	工事費増大リスク	富士市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	富士市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	建設工事発注仕様書への不適合（施工不良を含む）		○
既存の施設への影響リスク	民間事業者の事由により、既存の施設に影響を与えたことより生じた損害		○	
	試運転・引渡性能試験リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの		○
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの	○	
		受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以上の変動）	○	
		受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの（一定範囲以内の変動）		○
	性能未達リスク	災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△
		施設が特定事業契約に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○
	施設瑕疵リスク	富士市の事由により特定事業契約に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○	
		施設的设计・施工瑕疵に係るもの		○
	技術革新	施設の設計・施工瑕疵に係るもの		○
		技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（富士市が求める場合）	○	
	物価変動リスク	技術の陳腐化により施設・設備等の変更を行う場合で、新技術採用のための費用増大（民間事業者が提案する場合）		○
施設の供用開始後のインフレ、デフレ（一定の範囲内の場合）			○	
発電収入変動リスク	施設の供用開始後のインフレ、デフレ（一定の範囲を超えた場合）	○		
	電力会社との契約内容による発電収入の変動	○		
	発電量の変動に関する費用変動（計画からの発電量変動の帰責自由が民間事業者にある場合）		○	
	発電量の変動に関する費用変動（計画からの発電量変動の帰責自由が民間事業者にない場合）	○		

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		富士市	民間事業者	
運営段階	熱供給リスク	余熱利用体験棟への温水供給停止に伴う費用増大（供給停止の帰責事由が民間事業者にある場合）		○
		余熱利用体験棟への温水供給停止に伴う費用増大（供給停止の帰責事由が民間事業者にない場合）	○	
		供給用配管の破損・更新等に係るもの（帰責事由が民間事業者にある場合）		○
		供給用配管の破損・更新等に係るもの（帰責事由が民間事業者にない場合）	○	
	利用者リスク	見学者等の施設利用者の事故に対するもの（富士市が業務を行う部分・箇所が発生した事故）	○	
		見学者等の施設利用者の事故に対するもの（上記以外の部分・箇所が発生した事故）		○
	施設破損リスク	事故・火災等の修復等に係るもの		○
		施設・設備の老朽化、劣化によるもの		○
		第三者による施設・設備の破損に伴うもの	○	
事業終了時	施設の性能確保リスク		○	
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	事業終了時の諸手続きに係る民間事業者の事由による費用増大		○
		事業終了時の諸手続きに係る富士市の事由による費用増大	○	

以 上